

## 西欧中世初期荘園制の諸側面 4 : 最近5年間における農村史の研究状況

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4494328>

---

出版情報 : 経済学研究. 60 (1/2), pp.1-15, 1994-06-10. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 西欧中世初期荘園制の諸側面(4)

—最近5年間における農村史の研究状況—

森 本 芳 樹

## 目 次

### 文献目録

はじめに

- I 中世初期における農村成長の確認 (以上58巻2号)

### 文献目録 (追加)

#### II 荘園制の諸側面

まえおき

- 1) 所領明細帳の新版と史料論 (以上58巻4・5号)

### 文献目録 (再追加)

- 2) 空間組織としての荘園制
  - 3) 領主と所領形態
  - 4) 奴隸・賦役労働・保有農民 (以上59巻2号)
  - 5) 荘園制と流通・都市
  - 6) 荘園制モデルの検証
- III 批判的学説と研究の展望 (以上本号)

#### 5) 荘園制と流通・都市

荘園制に関する最近の研究で極めて積極的な傾向の一つは、それを以前のように農業生活の単位とだけ見なすのではなくて、生産と流通のいずれをも視野に含めて、社会・経済生活全体の中に位置づけていこうとする志向である [Morimoto (93) pp. 107-9]。確かに、本稿の対象とする諸論文での手工業についての具体的な言及は、多数あった [Clemens/Matheus (16) p. 16; Hocquet (65) pp. 98-10; Rösener (111) pp. 171-2] とはいえ、極めて断片的である。しかし、幸いにもトゥベールの二つの論文の中で、最近の研究成果を素材とした優れたまとめが行われている [(130) pp. 75-80; (131) pp. 76-80]。それによれば、中世初期荘園制における手工業の主要な形態は三つある。第1は、自然資源の所在に直接依存している鉱山業、冶金業、

製塩業などで、これには多様な経営形態が見られた。第2は、農民のもとにも広く普及していた織物生産。そして第3が、女性労働を使用する領主直営の仕事場で、これも繊維工業が主となっている。トゥベールはこの第3の形態が研究史上過大評価されてきたと考えているが、最新の仕事の中でも、女性労働を扱ったアンドレオッリの論文では、領主直営の仕事場の役割は依然として高く評価されている [(2a) pp. 32-6]。

荘園制と流通に関しては、近年にも多くの論文の中で詳しい言及がなされているが、まず、領主によって組織された運搬組織が関心を引いている。私自身も、プリュム修道院の所領明細帳を素材として、二つの異なった性格を示す運搬組織を検出した。一方は、重量運搬賦役を用いて穀物・ワイン・塩を修道院及び分院所在地に集中するもの、他方は、軽量運搬賦役によっ

て、むしろ所領外部の都市的集落との連絡を確保するものである [Morimoto (90) pp. 52-6]。商品別の検討としては、ドヴロワが大領主による大がかりな穀物運搬を描写しており [(24) pp. 247-8]、イルジグラーもワインについて同様の作業を試みている [(69) pp. 51-2]。こうした仕事はすべて、領主による物流が商業と深く関わっている点を強調している。

ところで、中世初期における荘園領主による商業の重要性を認識する点では、歴史家の見解は一致しているが、それが当時の経済構造で占めていた地位については様々な議論があり、この論点が深められたことが近年の一つの成果である。まず、荘園組織によって行われる流通は在地商業ないし地域商業に限らず、しばしば遠隔地商業の形を取っていたことは、すでに他の論点をめぐって検討してきた仕事で、事実上明らかにされている。すなわち、荘園制を広域的な空間組織として描いた丹下 [(124)] とトゥベール [(128)] との論文では、この空間組織の一つの側面こそが、遠隔地間を相互に結び付ける流通網であり、その一部は商業化されていたと考えられている [本稿(3) 頁を参照]。また、遠隔地所領に関する研究はその商業との関与を強調していた [同 頁を参照]。大領主の本拠地から遠く離れた場所を舞台として営まれる商業は、勢い遠隔地商業となったであろうことも確実である。しかしながら他方では、荘園制の商業的性格の過大評価に対する批判的な発言もある。ことに興味深いのは、サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院所領明細帳<sup>58)</sup>の1節の解釈をめぐ

って書かれた、トゥベールの論文である [(129)]。すなわち、同修道院による都市市場向け絹生産・販売の証拠として、先行研究者たちによって利用されてきた文言の厳密な理解によって、この所領明細帳からはそのような活動が証明できないとした論旨は、荘園商業の意味をかなり限定的に考える方向に働くからである。私自身もプリュム明細帳の何箇所かの解釈をめぐって、複数所領の間においても、個別所領の内部においても、分業が一部の研究者の言うほどには発達していなかったと指摘した [Morimoto (90) pp. 273-5, (92) pp. 520-6]。また、9世紀末プリュム領での貨幣貢租の役割に関するペトリの評価 [(103)] が、過大であるとの批判をも加えた [Morimoto (92) p. 522]。私のこうした発言は、最近プリュム領をめぐって繰り広げられてきた、荘園をめぐる商品＝貨幣流通のあまりに楽観的な評価を、戒めるためのものである。

さて、以上のような二つの方向での議論は、一方が荘園商業がおおっていた範囲を広く認めようとするのに対して、他方はその密度を限定しようとするものであって、一見対立し合っているかに見えるが、これらを矛盾なく統合する努力によってこそ、荘園商業が中世初期に占めた地位に迫りうるであろう。荘園制がカロリング期経済構造の重要な軸をなしている限りは、荘園商業は同時代の社会のあらゆる構成要素に関わっていたはずである。しかしながら、これら構成要素の大半は、それ自体が商業目的を第一義とした存在ではなかったのである。いずれにせよ、中世初期の荘園商業を近代的な経済学の諸原則だけに基づいて分析することを避け、伝統的社会における市場の意味という現代社会科学の焦点<sup>59)</sup>に合わせて、検討を進めなければ

58) G. Pasquali (ed.), *Brevaria de curtibus monasterii*: S. Giulia di Brescia, in A. Castagnetti / M. Luzzati / G. Pasquali / A. Vasina (ed.), *Inventari altomedievali di terre, coloni e redditi*, Roma 1979, pp. 43-94.

なるまい。

荘園制と商品＝貨幣流通をめぐる以上のような議論は、荘園制と都市の問題に接続している。今日の学界では、カロリング期はもはや純粋に農村的な時期とは考えられておらず、歴史家の努力は、農村における社会・経済的發展が都市現象を生み出し、あるいは支えている筋道の解明に向けられている<sup>60)</sup>。中世フランス北部における都市＝農村関係を辿った論文で、中世初期には繁栄する農村と極めて限定された都市現象とが、相互に対立していたとデルヴィルは指摘している [(21) pp. 209-11] が、こうした見解はむしろ例外で、通例はこの時期についても、都市と農村との相互補完的な發展が想定されている。しかしその中でも、二つの異なった考え方が目につく。

第1は、1989年にクレーフェで開かれた研究集会『ライン下流域における荘園制と都市』 [Flink/Janssen (36)] での論調である。中世都市を周辺農村と領主制とから切り放して観察する傾向の強かった伝統的な方法には批判的な、この集会に参加したドイツの歴史家たちは、か

とって中世初期の荘園制を都市現象の積極的な要因とするには、極めて消極的である。確かにイルジューラーは、カロリング期には荘園からの農業・手工業剰余生産物が、領主の手によって中心地にもたらされて販売され、そこで市場を作り出していたと指摘している [(67) pp. 57-65]。しかし、こうした中心地も荘園制の拠点として強い領主制的色彩を帯びている以上は、都市的と形容することは難しい。そうした見方は、研究史を検討したシュルツェによる冒頭報告 [(116)] にも表れているが、さらに明確には、プリュム修道院領における都市形成を論じて、それを中世盛期に位置づけるニコライ・パンターの論文に見て取れる [(95)]。これらの論者に特徴的なのは、中世都市の伝統的な概念、あるいはむしろその構成要素 (シュルツェにとっては市民的自由、ニコライ・パンターにとっては共同体による自治) への固執であり、また、中世初期のありうべき都市現象をそれ自体として描写しようとするのではなく、あくまでもそれを中世盛期の都市を基準として捉えようとする態度である<sup>61)</sup>。

第2の考え方は、1968年のいまや古典的となっているその論文<sup>62)</sup>によって、中世初期都市＝農村関係の考察に先鞭をつけたデスピに捧げられ、『中世における都市と農村』と題された論文集 [Duvosquel/Dierkens (34)] に寄せられた3篇の論文に示されており、都市現象と荘園制とのいわば相互浸透を重視する立場である。ま

59) 現在の経済学界で市場が様々な視角から論ぜられているが、これを資本主義、あるいは近代社会の属性として捉えるのではなく、人類史の殆どあらゆる局面で機能していた交通の舞台と考え、そのうちに社会全体の仕組みと性格とが凝集されてくる場として分析するという、極めて奥行き深い課題が市場史に与えられている。第19回市場史研究会は、『前近代の市場と都市——西欧の場合——』をテーマとして開かれた (1993年5月18日、於 熊本商科大学) が、そこでもそうした観点がなにかしかり打ち出されることができた。会議録は近く『市場史研究』第14号に特集される予定。

60) 中世初期を「都市不在の千年間」Jahrtausend der Städtelosigkeit と見なしがちであった研究史への反省としては、例えば、M. ミッテラウアー (藤田裕邦/森本芳樹訳) 「古代都市から中世都市へ」森本編『西欧中世における都市と農村』九州大学出版会、1987年、41-70頁を見よ。

61) 伝統的な中世都市概念の問題性については、多くの論者によって取り扱われてきたが、とりあえず、森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』木鐸社、1978年、235-241頁を見よ。

62) G. Despy, Villes et campagnes aux IXe et Xe siècles. L'exemple du pays mosan, in *Revue du Nord*, 50, 1968, pp. 145-168. (平嶋照子/森本芳樹訳「9-10世紀の都市と農村。ムーズ地域の場合」『都市と農村』(前注, 3), 72-122頁)。

ず、カロリング期修道院による都市での土地所有に関するヘーゲルマンの論文である [(57)]。ヘーゲルマンは前述のようにサン・モール・デ・フォッセ修道院で作成された、パリで同院に所属していた敷地の台帳の新版を刊行している [本稿(2), 227-228頁]が、その他にもいくつかの所領明細帳には、司教座都市における土地所有が記載されている。これらを史料としてヘーゲルマンは、こうした都市内部での敷地所有は、修道院による商業・工業活動の拠点となっていたと主張し、しばしば中世盛期について描写されてきた、修道院による商品=貨幣流通を含む経済活動の都市拠点が、先行する時期にも存在したことを強調するのである。なおヘーゲルマンによれば、こうした都市的土地所有は所領明細帳から直接に読み取れるよりはずっと広範な現象であったはずで、それはこの史料に備わった、都市的集落での小規模な敷地を登録するに適さない、ある類型的な特徴のためだという [Ibid., p. 358]。ついで、デスピイの教えを受けた立場から、師の先駆的な論文以降に蓄積された研究成果の上に立って、中世初期ムーズ地域の文献・考古・古銭史料を網羅的に再検討し、議論をさらに進めようとしたドヴロワ/ゾレルの仕事 [(27)] である。それによれば、紀元千年に至るこの地域での流通と都市的集落には、なんらかそれらの地域間的・国際的な性格を示すような証拠が殆どないという。従って、ここでの都市生活の展開が、ムーズ河を経由する国際商業によるばかりではなく、同じ地域における農村成長にも多くを負っていたというデスピイの主張よりも、さらに強く在地的・地域的な社会・経済的発展の意義を押し出さねばならないことになる。さらにドヴロワ/ゾレルは、当時この地域に存在した諸中心地は、いずれも

同時に商業と手工業との拠点であるだけでなく、同時に有力領主による荘園制の拠点でもあり、そうしたものの典型が大修道院所在地であるロップに見られるとして、都市経済が荘園経済に内在していたと説くのである。最後に、私自身もデスピイ学説のいっそうの発展を目指して、1968年以降に発表されたプリュム領に関する諸研究と、最近における中世都市=農村関係についての研究動向とを参看して、所領明細帳を始めとするプリュム関係史料を再検討した [Morimoto(92)]。その結果、デスピイとともに都市を生み出し支えた力を農村にも求めるのは勿論のこととしても、都市的なものをデスピイのようにプリュム領の外部だけに求めるのではなくて、むしろその内部、ことに所領管理の拠点となっている修道生活の中心地にも求めるべきであるという、ドヴロワ/ゾレルと極めて近い結論に達したのである。

ところで、荘園制の内部にも都市を見出そうとするここに引用した3論文は、けっして孤立した試みを示しているのではない。例えばトゥベールも、以下の点を強調して同じような立場を示している。すなわち、一方では、荘園制が都市と農村とのいずれにも広がっていること。他方では、荘園制の一部をなす流通網では、取り扱われる商品についても、流通担当者から見ても、都市市場と農村市場との間に本質的な区別はないことである [(130) pp. 80-4; (131) pp. 80-2]。こうした方向での仕事は、すべて中世都市=農村関係再検討の一環をなしており、従って、旧来の都市と農村とを峻別する方法の批判が進むほど、中世初期荘園制での両者の密接な関連が浮き彫りされるであろうし、逆に中世初期荘園制の実証的な検討がさらに進めば、そこから都市=農村関係再検討の素材がさらに汲み

出されうるに違いない。こうした問題関心の現在中世史学界での重みを印象的に示したのが、中世初期の社会・経済構造についても活発な議論を呼び起こしたボワの書物〔詳細は次章を参照〕が、都市＝農村関係に関する1章を含んでいる〔(8) pp. 115-50〕という事実である。ただし、ボワが封建制に適合的な新しい都市＝農村関係の定着を、紀元千年前後に位置づけるのに対して、本稿の対象となっている仕事の大部分では、それが中世初期に確立したと考えられているところに、大きな相違があるのではあるが。

## 6) 荘園制モデルの検証

この節では、中世初期荘園制の歴史的・構造的地位をめぐる、いずれもかなり理論的な発言を検討するが、それらは何よりも、「荘園制の進化モデル」le modèle évolutif du régime domanial —メロヴィング期の奴隷制的色彩の濃い小所領から、カロリング期の古典荘園制への展開を軸として、中世初期農村史の動態を整理しようとする方法〔Morimoto (93) pp. 99-100, 111-3〕——の検証と深化という形をとっている。

メロヴィング期の領主経営については史料が乏しく、クッヘンブッフはこれを端的に「グーツ経済的奴隷経営」gutswirtschaftlicher Sklavenbetrieb と形容している〔(73) p. 320〕が、詳細な検討は進んでいない。7世紀北フランスに創建されたいくつかの修道院が進めた開墾活動が、アングロ・サクソン人奴隷の大量な導入を伴っていたことを、佐藤彰一が指摘している〔(115)〕が、所領形態にまで立ち入った検討の素材はないようである。634年の著名なグリモ遺言状<sup>63)</sup>を改めて分析したイルジークラーは、メロヴィング期のモーゼル・サール地域では早熟

的に荘園制が展開したと考えている〔(68)〕が、この史料からも荘園構造の再構成は不可能である。こうした史料状況のために、荘園制モデルの深化を目指す議論は、どうしてもカロリング期の史料を主たる素材とすることになる。しかし、それに基づいて行われる提言は、カロリング期に見られる土地所有＝経営の多様な形態が発展系列の諸局面を示すと解釈されることによって、中世初期を貫く通時的妥当性を与えられるのが普通である。

ドイツの歴史家たちのもとでは、中世初期の農村で古典荘園制（彼らが“Villikationssystem”と呼ぶ所領形態）への動向が強く見られたとの認識が、広く行き渡っている。それに先行する形態を問題とする場合には、それは「グーツ経営」Gutswirtschaft, Gutsbetrieb と表現されるのが通例で、奴隷的な労働力を使用するという特徴において捉えられている。ごく最近では、こうした一般的な規定を越えようとする二つの試みが見られた。まずワイディングーは、フルダ修道院領について古典荘園制以前の形態を追求して、グーツ経営と並んで、そこからの収入が主として貢租から成るような型をも検出する。ワイディングーによれば、隷属性の強い働き手に賦与された零細保有地が、領主拠点周辺に多数存在している点と、牧畜が農耕に優越している点から見て、これも古い所領形態であることは確実なのである〔(135)；(136) pp. 167-229〕。他方でドロステは、モンティエランデル

63) W. Levison (ed.), *Das Testament des Diakons Adalgisel Grimo vom Jahre 634, (1932)*, in Id., *Aus rheinischer und fränkischer Frühzeit. Ausgewählte Aufsätze*, Düsseldorf 1948, pp. 118-138. なおこの史料は、わが国の研究でも時折言及されてきたが、最も詳細なのは、石川操「グリモ遺言状とその所領について」『青山経済論集』27-2, 1975年, 37-58頁である。

修道院所領明細帳の分析から、古典荘園制への進化の出発点となる所領として、やはり二つの型を抽出する。一つは、開墾活動の中心として設定され、耕地も農民保有地も殆ど付属させていない領主拠点であり、当面豚の飼育に専門化しているが、耕地の拡大に伴って古典型に転換してくる。もう一つをドロステはグーツ経営と呼ぶが、これは領主屋敷に所属する多数の奴隸的非自由人による領主直領地の耕作によって、特徴づけられている。ドロステによればこの型は、新たに開墾された土地と解体される直領地とにマンスが設定されることを通じて、古典型へと展開していく [(29) pp. 143-4]。ここでは、ドロステが2人の先学の仕事から学んでいることを指摘しておこう。すなわち、古典荘園制に先行するとされる前者の型は、開墾地帯での拠点を成す領主屋敷の役割が核となる所領を一つの重要な類型とする、トゥペールの所領類型論から発想されており、後者の型は、フルヒュルストが荘園制モデルの出発点に置いた、メロヴィング期小所領を想起させる [(134ab) I]<sup>64)</sup>。

ところでフルヒュルスト自身も、東フランクでの荘園制展開に関する二つの論文の中で、そこで古典型に先行した所領形態を規定しようと試み、西フランクについてかかるものと考えられているメロヴィング期小所領と同様に、それは奴隸的な労働力に基づいているという。ただしフルヒュルストは、メロヴィング期小所領については保有地に対する直領地の優越を強調していたのに、東フランクでの古典型への先行形態に関しては、むしろ領主直領地の狭小性を指摘している [(132) pp. 96-8; (133) pp. 40-6]。いずれにせよ、古典荘園制に先行する農村構造

については、なお多くの検討が必要であろう。

荘園制の展開をめぐって関心が向けられたもう一つの論点は、そもそも異なった出自を持つ保有農民の均質化である。近年にあつては、賦役労働に関する論文の中で、イタリアの歴史家たちがこの点を強調している。まずアンドレオリは、カロリング期以前の賦役労働を論じながら、それがますます多数の農民に賦課されることによって、自由身分の保有者 (→ *coloni*) と非自由身分の保有者 (→ *servi*) との、身分差を越えた接近が促進されたとする [(2)]。ついでガレットィはピアチェンツァ地方について、やはり賦役労働が農民を均質化する手段であり、その内部での呼称の多様性は続くものの、10世紀には農民層の凝集性が確立されていたと言う [(42) pp. 88-9]。さらにポー平原を研究対象としたパスクアリによれば、所領明細帳に記載された農民の大多数は、身分と負担との多様性にも拘らず、社会的には均質の層を形作っていた [(101) pp. 112-3]。このようにイタリアでの議論が保有農民層の均質化に固執するのは、古典荘園制に特有な領主直接経営がそれほど発達しなかった中世初期のイタリアについて、それでも領主制が体系的に定置されたことを主張しようとする志向が、強いからだと思われる。古典荘園制がより普及していたヨーロッパの他の地域についても、保有農民の均質化についての指摘は多い。その代表としてクッヘンブッフを挙げるなら、荘園制の社会構造を論じた箇所、荘園住民相互の接近過程を最も重要な現象の一つに数えている [(73) pp. 330-6]。しかしながら、クッヘンブッフも同時に指摘するように、農民層の均質化過程がどこでも一様に進行した訳ではない。例えば、王領地農民の均質性と多様性についてのツォッツの叙述は、極めてニュ

64) メロヴィング期小所領については、森本『諸問題』(前注, 61), 308-9頁を見よ。

アンスに富んでおり、これらの両側面のいずれに強調点があるのか分からないほどである [(144) pp. 98-113]。この点についても、奴隷の上昇と独立農民の没落についての様々な所見を十分に取り入れつつ、検討がさらに進められる必要がある。

荘園制内部での領主・農民それぞれの役割についての指摘も、少なくない。一方では、農村成長全般の中での、そしてことに荘園制の形成と展開とにおける、領主の主導を重視する見解が広く見られる [Morimoto (93) pp. 103-4]。近年のまとまった発言としては、カロリング王権による経済生活への介入が様々な分野で有効だったと繰り返し強調した、ドヴロワによるそれがある [(24) pp. 240-3; (25) pp. 100-2; (26) pp. 460-2]。しかし他方では、ある程度までは均質化されていた保有農民層のうちに、当時の農業生産の主たる担い手を求めようとする見解も、しばしば打ち出されている。それが一番明確なのはトゥベールの仕事であり、少なくとも中世初期のイタリアについては、領主直接経営が優越的でも先進的でもなかったとした上で、農民経営こそがカロリング期農業の水準を代表していたと考えている [(130) pp. 84-5]。私は前稿で、こうした二つの見方は相互に排斥しあうものではないが、領主と農民という二つの社会的勢力の比重を問題ごとに定めるのは、極めて微妙な課題だと述べた [(93) p. 104]。研究の展望を探る次章で、その点はいっそう具体的に明らかにするであろう。

### III 批判的学説と研究の展望

中世初期農村についての研究史を顧みると、荘園制にそれほどの重要性を認めない歴史家は

多かった<sup>65)</sup>し、第二次大戦後のフランス学界<sup>66)</sup>でのように、そうした傾向が主流となることもありえた。私は研究史の現段階では、ヨーロッパ学界を全体として見る限り、荘園制の規定的な役割が再認識されたと考えているが、それを認めない論者ももちろん多数存在する。最近5年間で目立つのは、荘園制の役割を重視する学説への批判が、ことにフランスで改めて提出され、論争を引き起こさずにはおかない強い調子で主張されていることである。極めて興味深いことに、この批判的な主張の中には、明確に異なった二つの潮流がある。

第1の潮流は、紀元千年前後での社会・経済的变化——現在の学界では、ボワの論争的な著書の題名を取って、これを『紀元千年の変革』[(8)]と呼んでいる——の重要性を強調する立場である。それは荘園制・領主制を含む封建制がこの過程を通じて成立するとしており、従って、紀元千年以前における荘園制の地位を著しく低く評価し、そこから古典荘園制を重視する研究者に対して、激しい批判が加えられるのである。この立場では、バン領主制こそが中世盛期の開始時点で社会・経済構造を確立した要だと考えられており、その意味でデュビィ<sup>67)</sup>以来のフランス中世史学界での中心的な考え方を、純化した形で突き出していると言えよう。そし

65) 荘園制の役割を限定して考えようとしてきた、古典学説以降の研究史の概観としては、森本『諸問題』(前注, 61), 291-296頁。

66) 第二次大戦後のフランス学界における中世初期荘園制の低い評価は、次のような概説に明確に表れている。R. Latouche, *Les origines de l'économie occidentale (IVe-XIe siècle)*, Paris 1956; G. Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'Occident médiéval. (France, Angleterre, Empire. IXe-XVe siècles). Essai de synthèse et perspectives de recherches*, 2 vol., Paris 1962.

67) G. Duby, *La société aux XIe et XIIe siècles dans la région mâconnaise*, Paris 1953.



て現在までのところでは、この潮流が主として依拠しているのは、ヨーロッパ南西部（ことにフランス南部とスペイン北部）の史料なのである。

中世初期ヨーロッパ南西部における社会・経済構造の研究は、最近ことにボナッシー（すでに古典としての評価を得ているそのカタロニア研究が、再版されている [(10)]）を中心として、活発に進められている。そこで刊行されてきた仕事の中で、荘園制を重視する学説と対比して最も独自の考え方を求めるなら、それは、紀元千年までの農村における、独立農民——その支柱は自有地所有者——の優越という見解であろう。確かにボナッシーたちは、同じ時期について奴隷制の重要性も強調するのであるが、これはヨーロッパ西北部の専門家によっても共有されている見方である。ただし、これまた両者が共通に認めている中世初期を通じて進行した奴隷制の衰退については、その主要な形態を前者は奴隷の逃亡に、後者は奴隷の保有地形成に求めるという点で、大きな差があるのではあるが [本稿(3)239頁を参照]。

1978年にローマで地中海世界の封建制をテーマとする大規模な研究集会が開かれ、研究史上の画期となったが、ここで冒頭報告の一つを担当したボナッシーは、独立農民層が中世初期のフランス北部とスペイン南部で示した生命力を浮き彫りしてみせた [(12) pp. 104-31. Morimoto (93) p. 110をも参照]。それは、独立農民の大衆に基礎を置いた公的諸制度が、殆ど衰退することなく紀元千年前後まで維持された後に、バン領主制の拡張を基礎として封建社会が一举に成立するという、その構想の重要な環となっていたのである。それ以来、ヨーロッパ南西部での独立農民／自有地農民の検討は、精力的に

進められた。ボナッシー自身が、カタロニアについてはオリジナルで伝来しているという文書史料を分析 [(11) pp. 15-23; (12) pp. 149-69] し、また、フランス南部については記述史料を活用 [(11) pp. 23-34] して、生き生きとした描写を与えている。それによれば、小規模な共同体を組織して、水車や教会を自分たちで建設し、管理する自由農民は、同時に開墾を押し進める主体でもあった。貧窮して保有農民になった場合でも、軽い貢租を負うにすぎなかった彼らは、アプリシオやコンプラントチオ [Bonnassie (10) pp. 208-9, 228-9]<sup>68)</sup>の制度を通じて、耕作する土地への所有権を確立して、自有地農民の隊列に復帰することができた。前述のように、ボナッシーにとって従来の奴隷が解放される主たる過程は逃亡であった [本稿(3)239頁を参照] が、自由な境遇に到達した逃亡奴隷も、やはり自有地農民の集団を強化することになる。ローランソン・ロザスのオーヴェルニュにおける封建社会成立に関する書物も、この地域での自有地農民についての同じような叙述を含んでいる [(79) pp. 387-407]。スペインの中世史家たちは、中世初期における領主制の役割をフランスの歴史家たちよりは大きく評価する傾向にある [Morimoto (93) pp. 110-1] が、それでも近年では、紀元千年までに独立農民が果たした役割を規定的とする仕事を、高アラゴン [Larrea (78)], レオン・カスティリア [Pastor (102)], そしてセプティマニアとスペイン東北

68) アプリシオとは、本来公有地と見なされている空閑地を占取して、30年間実効的に用益した場合、その土地の所有が占有者に帰するという慣行。コンプラントチオは、一定期間（通例は7年）借り主が貸し主への義務（例えば分益借地料支払）を果たしながら、葡萄畑を経営し続けると、その期間満了後に土地所有が二分されて、一方が借り主に属するようになるという慣行。

部 [Salrach (113)] について出している。確かにこれらの論者は、世俗・教会領主の一部がこれら地域の農村で果たした、いくつかの積極的な機能をも検出してはいる。しかし農村開発の主たる担い手ということになれば、躊躇なく独立農民だとされるのである。

ボワによる古代から封建制への移行モデルは、まさにヨーロッパ南西部の史料によりつつ練り上げられた、こうした考え方に基づいているのである。ボワの書物 [(8)] は、ブルゴーニュ南部に位置し、従ってフランス農村史の伝統によるならば南部農業文明地帯に属する一つの村落を、観察の主たる場としているが、それについての所見から引き出された図式は、西欧諸地域の全体に適合するとされている。そこでボワは、紀元千年前後の「封建的」変革までの社会・経済構造を、二つの構成要素をもって特徴づけている。すなわち、一方では奴隷制であり、奴隷の人数は社会全体では少数であるが、社会システムの本質を規定しているという [*Ibid.*, pp. 31-61]。そして他方が、数的にも優越的な地位を占めている独立農民である [*Ibid.*, pp. 63-114]。これらと並んで、ボワは奴隷的労働力に支えられた小所領をも、中世初期の農業成長で積極的な役割を果たしたものと評価している [*Ibid.*, pp. 96-105]。いずれにせよ、このような独立農民や小所領と比べて、荘園制の役割は微々たるものだけということになる [*Ibid.*, pp. 22-4, 199-203]。

ボワの書物は極めて論争的な調子で書かれており、多くの議論を呼び起こし、雑誌『中世的なるもの』がこれをめぐって特集号を出す [Bourin (14)] ほどであった。論点は多岐に及び、史料処理から理論的枠組みに至るまで、総じてボワに対して批判的な見解が多かった

[Bonnassie (13); Gauthier (44); Guerreau (55); Morimoto (94); To Figuera (127); Verhulst (134); Wickham (140); Zadra-Rio (142)]。ボワも反論を試みて、殆どの論点について全面的な対決姿勢を示しているが、荘園制の役割についてだけは、フルヒュルストや私の立場に若干は歩み寄っているようにも見える [(9) pp. 101-6]。ともかくこの議論によって、中世初期農村史の基本的構想が、荘園制を軸とするモデルと独立=自有地農民を基盤とするモデルとの対立として、改めて問い直され、西欧封建社会の成立過程という大きな問題の一環として、現在中世史学界の焦点となってきたのである。

中世初期における荘園制の役割を重視する見方への批判として、やはり近年フランスで明確な形を取るようになった第2の潮流は、以上に紹介した第1のそれとは、全く異なった肌合いをしている。というのも、紀元千年の変革という断絶に重点を置く後者に対して、デュリア [(31); (32); (33)] とマニュー・ノルティエ [(82); (83); (84)] が代表している前者は、カロリング期に至る長い期間に渡るローマ的國家の維持という見解を軸としていて、極めて強い連続説となっているからである。こうした考え方の上に立って、デュリアとマニュー・ノルティエは中世初期社会・経済のあらゆる構成要素を取り入れた、古代以来連続しているという公的諸制度の一大体系を組み立てる。ここでは、荘園制モデルとの対比において重要となる、次のような考え方を指摘しておけばよからう。この2人によれば、中世史研究で一般に荘園と呼ばれてきたものは、國家に対する公租・公課の徴収単位である。従ってその頂点に立つ者も、領主というよりは公的負担の徴収役人である。

所領明細帳に登録されている農民でさえ、デュリアとマニュー・ノルティエとによれば、国家に対して租税徴収の責任を負う者なのであって、通例農民保有地の標準的単位とされるマンスも、公租・公課管理のための単位なのである。となると、そもそも税務書類である所領明細帳によって農村史を研究することは、それが農村の現実を直接に記録していないかぎり、およそ不可能だということになる。

この第2の潮流は、中世における公権力の存続という、最近注目されてきた問題<sup>69)</sup>を正面から取り上げた点で重要な意味を持つてはいるが、中世においても国家行政は健在であるとの確信<sup>70)</sup>を極端なまでに押し進めていて、同じ荘園制モデルの批判としても、第1の潮流ほどには論争の対象とはなっていない。ここで特に重要と思われるのは、このように肌合いが大きく異なり、また奴隷制の評価 [本稿(3)238頁を参照] など多くの具体的な点でも相違を見せている二つの潮流が、独立農民の重視という点では一致していることである。すなわち、デュリアとマニュー・ノルティエもボナッシーやボワと同様に、カロリング期まで維持されていたというローマ的な公的諸制度の担い手は、自有地所有者

であったと考えている。それと関連して、近年ではデュリアとマニュー・ノルティエもヨーロッパ北西部の主要な史料を分析しているが、両者の研究の出発点は地中海世界にあり、従って、ローマ的国家存続説の発想源と史料的基础も、紀元千年の変革説と同様にヨーロッパ南西部に片寄っていることも、見逃されてはなるまい。

西欧中世農村史をめぐる以上のような見解の相違が、あれこれの地域をそれぞれの専門領域とする歴史家たちが観察した、歴史的現実の多様性と密接に関係していることは、明きらかであろう。ヨーロッパ諸地域の間には、ことに西北部と西南部との間では、紀元千年以前の社会・経済構造に大きな差があったことは確実である。しかしながら、何人もの中世史研究者が、それぞれの研究対象地域についての所見を基礎としながらも、中世初期西欧全体に妥当するモデルを提示しているのである。こうした状況のもとでは、これからの研究展望を、異なった諸学説の間での、ことに荘園制モデルと独立農民モデルとに依拠する研究者の間での、対話のうちに探っていくことが有用であろう。私自身は荘園制の動態モデルを信奉しているが、研究をより開かれた展望のもとで進めていくことは、この立場にとってはどうしても必要なのである。それは、この立場から行われた研究が相当な蓄積を見せたにも拘らず、それらの視角は依然として著しく定性的で、定量的な観点を取り入れて中世初期農村史の全体的な描写に進む道は、なお取られていないからである。そして、荘園制モデルと独立農民モデルと表現されるかぎりでは、一見して互いに全く相容れないかに見える二つの学説の間で、対話は十分に可能だと思われるのであって、それは両者のいずれもが、

69) 公権力の存続を論じた仕事の1例として、L. ジェニコ (佐藤彰一訳) 「中世史学とコンピューター」L. ジェニコ著 (森本芳樹監修) 『歴史学の伝統と革新——ベルギー中世史学による寄与——』九州大学出版会、1984年、111-120頁を見よ。そこでは、現在のベルギーの範囲での記述史料における《publicus》という語の使用状況を材料として、この問題に積極的に答えている。

70) 現在のヨーロッパ学界でこうした確信を代表している一つの拠点が、在パリ・ドイツ歴史研究所 Institut historique allemand à Paris であり、ことに中世から近世にかけての行政をテーマに研究集会を組織した1980年前後から、そうした傾向が目立っているようである。その会議録 W. Paravicini / K. F. Werner (ed.), *Histoire comparée de l'administration (I<sup>ve</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècle)*, (Beihefte der Francia, 9), München 1980が、そうした研究方向から出てきた初期の成果である。

農村史の動的な構想の上に立っているからである。

一方では、荘園制の動態モデルは土地所有＝経営の様々な形態の存在を前提としており、その中にはもちろん自有地農民も含まれている。このモデルを使うとしても、一定の状況下では、そして大土地所有が広範に存在する地帯についてさえ、荘園制が住民の過半を組織しえなかったことを、認めてもよいのである。この点が明示的に論ぜられることは少ないが、フララン研究集会でのフルヒュルストの発言[(17) pp. 185-6]は、その珍しい例である。私は前稿でトゥベールの表現を借りながら、荘園制モデルの使用は農村世界の恒常的な運動の能動的な理解であると強調した [(93) p. 112] が、ことに指摘したいのは、このモデルによる農村史の構想が、農民による主体的な動向を軽視していない点である。それが領主の主導性のうちに見ようとしているのは、多かれ少なかれ自立性を示していた働き手たちの活動を、有効に組織していく機能なのである。そのことは、最下層非自由人たちの粘り強い社会・経済的上昇を不可欠の一環として、荘園制の動態モデルが組み立てられていることにも明らかなであろう。

他方で、独立農民の役割を積極的に評価する歴史家たちも、これらが常に安定的な集団だったとは考えていない。この点でボナッシーが、自有地農民が恒常的な流動性のもとにあり、その地位が不安定だったと強調しているのが興味深い。それらの独立と自由とは絶えず脅かされていて、没落して保有農民になる者も多かったが、同時に自有地農民を絶えず作り出してくるメカニズムもあって、逃亡奴隷も含めて、それらの隊列は常に補充されていたというのである [前掲, 8頁を見よ。なお, Duhamel-Amado

(30) を参照]。そうだとすれば、ヨーロッパ南西部の独立農民も、北西部のそれらと全く同様に、保護を求める必要があったはずである。独立農民モデルにおいては、そうした保護は農村共同体を含めた公的諸制度から得られた、と考えられているわけだが、独立＝自有地農民を守るはずの組織が、時に領主制的色彩を帯びていたことが、十分に想定されうるのではないか。私は、独立＝自有地農民モデルの提唱者たちも、中世初期農村史の再構成に領主制的、あるいは荘園制的な諸要素を考慮しようと信ずるが、それはそうした研究者たちが、この時期について奴隷制に重要な地位を認め、かつ上からの圧力に対する農民の抵抗を語ることが多いだけに、なおさらそうである。

以上に見てきたように、対立する二つの学説のいずれもが柔軟であるところから、すでにプランが言っている [(14) pp. 9-10] ように、両者の対話は可能であり、かつ有用であると信ずる。それは、異なった見解を示す研究者が、それぞれが依拠するモデルが直接には有効でないと見える部分を、従来以上に注意深く検討することを求めるであろう。ともかくそれによって、荘園制を重視して進められてきた研究が、さらに進歩しうる道が開かれうるはずである。これは動態モデルを豊富化しつつ近年にも著しい進歩を見せたが、モデルが中世初期農村史の全体の中で持ちうる有効性を測る努力は、なお殆ど始められていないからである。すでに前稿で指摘した通り、研究史の現段階にあつては明確により定量的な視角を採用し、与えられた地理的・年代的範囲の中で、荘園制の比重を測り、他の土地所有＝経営諸形態との関連のもとでその機能を描写する努力が、要請されているのである [Morimoto (93) pp. 111-3]。最後に、そ

うした展望のもとで可能と思われる具体的なアプローチを指摘しておきたい。

1) まず必要なのは、荘園制がそれほど発達していなかった領域に、従来以上に関心を向けることである。古典荘園制は、それが最も普及していたと考えられるセヌ・ライン間地域でも、土地と住民との大部分を直接に包含していた訳ではない。前述のように、大領主の手による空間組織が極めて重要であったのだ [本稿(3)234頁を参照]としても、星雲的に配置されていた大土地所有の間に、荘園制的な組織化に入り込んでいない多くの空間がありえたことも、また確かなのである。森林が自由農民の活動に舞台を提供しやすかったことも、しばしば指摘されている [本稿(1)65-6頁を参照]。フランク王国の周辺部では、荘園制の影響は中心部よりも遅くて弱く、農村生活の諸形態がどのように併存しえたのかを検討する、絶好の場をなしているのである。中世初期農村史の研究において、このように荘園制の発達しなかった場面についての検討は、すでに数多く行われている。その好例は、ヘントのシント・バーフ修道院の大土地所有=経営に関する、フルヒュルストの名著<sup>71)</sup>であろう。やがては荘園制動態モデルの提唱者となるフルヒュルストの、最初のまとまった業績であるこの書物は、古典荘園制への進化は存在したが、それが決して優越的な地位を占めない地帯における、大土地所有の組織形態の検討なのであり、今日われわれはこれを、共存

する様々な土地所有=経営形態の描写として、活用することができよう。近年の業績の中では、フルダ修道院領についてのワイディングーの書物 [(136)] が、同様な意味を持つ仕事である。また、ザンクト・ガレン領とウェルデン領についてのゲーツの論文 [(47); (48)] も、二つの修道院による古典荘園制を志向する所領政策の限界に力点が置かれており、同じ方向で利用できるはずである。さらに、文献史料をも併用して行われた、オランダ南部についての考古学的検討 [Heidinga (61); Theuws (125)] も、フランク王国辺境の研究が実り多い例として、ここに挙げておきたい。

重要だと思われる点は、いずれも荘園制モデルの有用性を認める立場から書かれているこれらの業績が、独立農民モデルによる他の諸地域の研究と、それほど異なる社会・経済構造を描き出している場合があることである。ローランソン・ロザスによって研究されたオーヴェルニュ [(79)] と、彼が熟知するフランドルとの間で、中世初期農村構造における類似が見られるとしたフルヒュルストの指摘 [(134) pp. 202-3] は、その意味で極めて興味深い。あれこれのモデルによる概念的把握にこだわることなく、ともかくある程度詳しい描写の進められている複数の地域を、比較していくことが肝要であろう。そうした地域としてすぐに考えられるのは、ルドン修道院の文書集<sup>72)</sup>という例外的な史料群の存在によって、同修道院の周辺に進出しつつあった荘園制の影響が、強固な独立農民と農村共同体とを前にしてなお極めて限定されている状況が、かなり詳しく描かれているブル

71) A. Verhulst, *De Sint-Baafsabdij te Gent en haar grondbezit (VIIe-XIVe eeuw). Bijdrage tot de kennis van de structuur en de uitbating van het grootgrondbezit in Vlaanderen tijdens de Middeleeuwen*, Brussel 1958. なお、本書の内容は、森本『諸問題』(前注, 61), 298-306頁に紹介されている。

72) A. de Courson (ed.), *Le cartulaire de l'abbaye de Redon en Bretagne*, (Collection des documents inédits), Paris 1863.

ターニュ [Davies (18a) ; Tonnerre (127a)] である。今後同じような例が積み重ねられていくことが、期待される。そうした中でこそ、80年代にはいくつもの検討の対象となり[Morimoto (93) pp. 101-3]、その成果に基づいてクッヘンブッフが「グーツヘルシャフト的奴隷経営」gutsherrschaftliche Sklavenbetriebe、「保有農民への貢租による支配」Abgabenherrschaft über Kolonen、及び「自由農民による小規模経営」kleine freibäuerliche Wirtschaftenとの併存と表現しているメロヴィング期の農村構造にも、さらに行き届いた理解が可能となってくるに違いない。

2) 荘園制と独立農民との中間的な問題領域として、小所領が今後の研究の一つの焦点をなしてよい。これはここ15年来明確になってきたテーマ [Morimoto (93) pp. 137-40]<sup>73)</sup>だが、ボワの問題提起によって関心がさらに高められた [前掲, 9頁を参照] だけに、ますますそうである。ただし、現在までは小所領が主として古典荘園制と比較され、いずれが農村成長の主役でありうるかという形でだけ議論されたが、今後は以下のようにさらに広い視野が必要であろう。

第1に、いくつかの所領明細帳に登録されている大規模保有地が、依然として検討の対象として重要である。サン・ベルタン明細帳はすでにそのための分析対象となり、近年ではレーゼナーによって再び取り上げられた [(111) pp. 158-167]が、私が比較的よく内容を心得ている他の二つの所領明細帳も、大規模保有地を記載している。一つはプリュム修道院のそれであり、かつてドヴロワは、その1章で大量の重量運搬賦役の言及に先行して、2人のベネフィキウム

保有者が登録されていることに注目して、これら大規模保有者が修道院の組織する運搬組織を担う所領役人だった可能性が高いと指摘した<sup>74)</sup>。私は史料解釈の点での疑問を出しはした [Morimoto (90) p. 272] が、ドヴロワの鋭い着眼は高く評価しており、荘園制のうちに取り込まれた小所領の状況、ことにかつての小領主が果たしえた大領主の役人としての役割を解明すべく、この所領明細帳に多数見られる大規模保有地についての記述を、分析することを期している。もう一つはモンティエランデル修道院の所領明細帳であり、領主直轄所領とは別の章に、プレカリアとして大規模保有地が記載されている<sup>75)</sup>。ドロステはこの所領明細帳の新版への序論の中で、これら大規模保有地は奴隷制的色彩の濃い小所領が大所領に併呑されたものだろうという、私の仮説を拒否している [(29) pp. 13-4] が、問題は決して解決していない。いずれにせよ、他の所領明細帳からも大規模保有地を検出し、それが小所領の問題に素材を与えうるかとの観点から、子細に検討されねばならない。

第2に、一部の小所領は農民による土地所有と接続するものとして、観察されることができであろう。ボワの書物について論評しながら、ボナッシーは小所領がしばしば自有地農民の最上層の手中にあると指摘している [(13) p. 42] が、そうなると、独立農民をその内部から支配＝従属関係を生み出しうる層と捉えることが可能となり、そこに小所領についての新たな考察素材を見出しうる可能性が出てくる。そして、こ

73) 森本芳樹「カロリング期所領明細帳研究の成果と課題」(2)、本誌、54-1・2、1988年、266-270頁。

74) J. -P. Devroey, Les services de transport à l'abbaye de Prüm au IXe siècle, in *Revue du Nord*, 61, 1979, pp. 555-558.

75) 森本芳樹「モンティエランデル修道院土地台帳の分析——『古典荘園制』未発達の1形態——」本誌、37-1～6、1972年、218-224頁。

の素材の有力な部分は、考古学によって提供されるであろう。クッヘンブッフは、考古学は発達した荘園制の研究にはまだ直接には役立っていないが、領主的支配の成立については有力な所見を提供すると述べており [(76) pp. 352-4], またコサクによる「支配諸関係の成立についての考古学的所見」と題する考察 [(71aa)] もある。独立農民のもとでの支配=従属関係成立についての素材が蓄積されてくれば、この関係が荘園制を生み出したり、少なくともそれと接合していった地域と、そうでなかった場所との比較が可能となってくることが期待される。

第3に、かつてフォシエによって試みられたが<sup>76)</sup>、小所領の通時的考察も有力なアプローチであろう。それは、中世盛期の史料の中にカロリング期小所領の成り行きを探ろうとするものであり、小所領が中世初期において他の土地所有=経営形態より進歩的であったかについて、重要な判断材料を提供してくれるはずである。そして、ドイツ学界でいろいろな機会に行われてきた「下級貴族」*niederer Adel*の研究史<sup>77)</sup>には、近年ではレーゼナーがウェストファーレンについて使用した [(108)] のような、参考となるデータや視角が多数含まれているはずである。

3) 農村共同体も、荘園制と独立農民との間に位置する、もう一つの問題領域をなしている。中世における農村共同体は周知の通り長い研究

史があり、ことに村落と荘園制との関係をめぐっては様々な見解があつて、ごく最近でもフルヒュルストによる問題の整理 [(134ac)] が行われている。しかし、最近の中世初期農村史に限定すれば、荘園制と区別した上での住民の共同体は、優先的な研究課題ではなく、詳細な検討は行われていない。ともあれ、この問題について簡潔にはあるが表明される見解には、やはり多様な方向がある。何よりも目につくのは、発達した村落共同体が荘園制の内部に存在していたと想定するドイツの歴史家たち [Dette (23) p. 79; Nitz (97) pp. 441-8; Störmer (122) pp. 394-5] と、農村共同体こそが独立農民の主たる組織であるとするヨーロッパ南西部についての専門家たち [前掲, 8頁を参照] との間の、一見越え難いほどの懸隔である。しかし、荘園制モデルに依拠するドイツの研究者のもとでも、荘園制と住民共同体との関係について、極めてニュアンスに富んだ発言もある [Kuchenbuch (76) pp. 354-5; Rösener (111) pp. 167-75]。こうした中でボローニャ学派の仕事は、意識して中世初期の農村共同体を荘園制の内部と外部に位置づけている [Fumagalli (40); Galetti (41) pp. 210-12; Montanari (87)] 点で、極めて示唆に富む。こうしたイタリアの業績に含まれた具体的な描写——特に森林用益に関するそれ [Andreolli/Montanari (4)]——のうちから、豊富な考察材料を汲み出すことができよう。中世初期の社会的連帯の再検討が、ことにエクスレーの仕事<sup>78)</sup>に触発さ

76) R. Fossier, *Habitat, domaines agricoles et main-d'œuvre en France du nord-ouest au IXe siècle*, in W. Janssen /D. Lohrmann (ed.), *Villacurtis-grangia. Economie rurale entre Loire et Rhin de l'époque gallo-romaine au XIIe-XIIIe siècle*, (Beihefte der Francia, 11), München 1983, pp. 131-132.

77) 最近の包括的な論文としては、J. Fleckenstein, *Die Entstehung des niederen Adels und das Rittertum*, in Id. (ed.), *Herrschaft und Stand. Untersuchungen zur Sozialgeschichte im 13. Jahrhundert*, Göttingen 1977, pp. 17-39がある。

78) 代表的な論文として、G. O. Oexle, *Gilden als soziale Gruppen in der Karolingerzeit*, in H. Jankuhn /W. Janssen /R. Schmidt-Wiegand /H. Tiefenbach (ed.), *Das Handwerk in vor- und frühgeschichtlicher Zeit, I, Historische und rechts-historische Beiträge und Untersuchungen zur Frühgeschichte der Gilde*, Göttingen 1981, pp. 284-

れて、現在学界の焦点の一つとなっているだけに、荘園制と農村共同体との関連がますます興味を引くのである。

4) 前稿で私は、ことに荘園制を重視する学説とローマ的國家の連続を主張する立場との対比のために、荘園制の国制史を深化させることを提唱した [Morimoto (93) pp. 131-2]。その際私が考えていたのは、カロリング期国制全体における荘園制の位置づけとともに、荘園制内部での農民統制の諸制度の解明であったが、所領明細帳の台帳系諸記録全体での位置を見定め、またその法的性格を再検討することを通じて、この課題に迫りうるとした [Ibid., pp. 132-6]。この提唱は現在でも意味を失っていない。それは、近年の研究によって台帳系記録の多様性という認識がさらに深まり、また、所領明細帳の法的性格についてもいくつかの所見が提示された [本稿(2)230-8頁を参照] だけに、ますますそうである。ただし、他の史料の活用にも十分に配慮しなければならないのであって、その点では、イタリアの歴史家たちによる仕事の意味を、ここでも強調しなければならない。荘園制の社会的性格に絶えず注意を払う彼ら [本稿(3)241頁; 前掲6頁を参照] は、しばしば、所領明細帳と他の文書、ことに農地契約とを巧みに併用しているからである [本稿(2)239-40頁]。荘園制内部の国制史という分野でそうした仕方の好例を示したのが、カロリング期ポー流域における領主裁判に関するパネロの論文である [(99c)]。この論文は、荘園制が経済的次元ではアルプス以北ほどには定着しなかった地帯を対象とするだけに、逆説的に住民に対する領主権力拡張の

重要な諸側面を検出するのに成功しているという意味で、まさにイタリア学界を代表する仕事なのである。

**追記。**本稿の構想の骨格と文献収集の大部分は、1991年4月から92年4月までのヘント大学中世社会・経済史研究室 (A. フルヒュルスト教授) 滞在中にでき上がっていた。帰国の後に執筆を始め、それが本誌での4回に渡る連載として時間を取る間に、ヨーロッパで次々と刊行される新しい業績が到着し、それらをも考慮せざるをえなくなり、1987年度から91年度までの研究動向の整理として出発しながら、1992年の仕事をも対象に含めることになってしまった。「5年間における研究状況」という副題と内容との齟齬、2度に及ぶ追加によって混乱してしまった文献目録の不体裁、1992年刊行の業績についての読みの甘さなどを、深くお詫びしたい。なお、本稿と対応するフランス語論文として、Y. Morimoto, *Autour du grand domaine carolingien : aperçu critique des recherches récentes sur l'histoire rurale du haut Moyen Age* (1987-1992), in A. Verhulst /Y. Morimoto (ed.), *Economie rurale et économie urbaine au Moyen Age*, (Publications du Centre belge d'histoire rurale, No. 108), Gent /Fukuoka 1994, pp. 25-79 が刊行され、ここには整理された形での文献目録が収録されているので、参照して下さいようお願いしたい。また、1993年度にも、プリュム修道院所領明細帳千百年記念出版の論文集2冊や、ヘーゲルマン学派によるサン・ジェルマン・デ・プレ修道院所領明細帳の待望の新版など、興味深い業績が相次いで発表されており、これらも近くまとめて論評する予定である。

354 ; Id., *Conjuratio et ghilde dans l' Antiquité et dans le haut Moyen Age. Remarques sur la continuité des formes de la vie sociale*, in *Francia*, 10, 1982, pp. 1-19.